会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 平成30年6月21日(木) 開会 午前10時00分

閉会 午前10時22分

出席者 委 員 委員長 青 木 一 男

森 戸 雅 孝 大 谷 好 一 小久保 かおる

氏家 晃 千葉正弘 中島克訓

傍聴者 小平啓佑 浅野貴之 川上 均

大浦兼政 坂東一敏 茂呂健市

針 谷 育 造 入 野 登志子 白 石 幹 男

福富善明関口孫一郎針谷正夫

平池紘士 小堀良江 梅澤米満

福田裕司

事務局職員 事務局長 稲 葉 隆 造 議事課長 金 井 武 彦

主 査藤澤恭之 主 査岩川成生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

建		設	部		長	或	保	能	克
都	市	整值	莆 部	技	監	田	中	良	_
公	園	緑	地	課	長	菊	池	照	見
都	市	計	画	課	長	深	津		悟
市	街	地	隆 備	課	長	石	塚	昌	平
建		築	課		长	楠	沼	宏	和

平成30年第3回栃木市議会定例会 建設常任委員会議事日程

平成30年6月21日 午前10時開議 全員協議会室

日程第1 議案第75号 栃木市風致地区条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第67号 平成30年度栃木市一般会計補正予算(第1号)(所管関係部分)

◎開会及び開議の宣告

○委員長(青木一男君) ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

(午前10時00分)

◎諸報告

○委員長(青木一男君) 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長(青木一男君) 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(青木一男君) ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第75号 栃木市風致地区条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といた します。

当局から説明を求めます。

深津都市計画課長。

○都市計画課長(深津 悟君) おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第75号 栃木市風致地区条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案書は60、61ページ、議案説明書は92から94ページであります。

初めに、議案説明書の92ページをごらんください。提案理由でありますが、独立行政法人水資源機構法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市風致地区条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、引用条項を改めるものであります。

なお、参考条文につきましては、説明を省略させていただきます。

議案説明書の93、94ページをごらんください。93ページが現行で、94ページが改正案でありますが、改正案をごらんください。

まず、風致地区でありますが、都市における良好な自然的景観を維持することを目的に都市計画で定める地区であります。市内には太平山風致地区と錦着山風致地区の2地区、面積にしまして425.05ヘクタールが風致地区になっております。この風致地区内においては、建築物や工作物の新築、改築、増築、移転、宅地の造成などの土地の形質の変更や木竹の伐採など、一定の行為を行う

場合には条例の第2条第1項の規定により、あらかじめ許可が必要となっております。

なお、第2条第3項において、国等の機関が行う行為については、第2条第1項の許可は要しないが、協議を要するものとなっております。

今回改正します第3条は、通知を要する行為でありまして、法令等に基づいて行う行為については、第2条第1項の許可を受けること、第2条第3項の協議を要することを要せず、通知をするものとして第1号から第29号までに掲げられております。

今般独立行政法人水資源機構法の一部改正に伴い、引用しております条項にずれが生じたことから、改正案のとおり第3条第5項中「第4号」を「第5号」に改正するものであります。

議案書に戻っていただきまして、61ページをごらんください。附則としまして、この条例は公布 の日から施行するというものであります。

以上で栃木市風致地区条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(青木一男君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありませんか。

森戸副委員長。

○副委員長(森戸雅孝君) おはようございます。ご苦労さまです。

今、執行部のほうからご説明いただきまして、それでこの風致地区、都市計画で決められた風致地区内と今回の改正ということで、水資源機構ということで載せてありますけれども、この風致地区内における水資源機構の役割というか、そのかかわりというのは、ここにどういうふうに風致地区に水資源機構はかかわってくるのでしょうか。

- ○委員長(青木一男君) 深津課長。
- ○都市計画課長(深津 悟君) 風致地区内の行為においては、先ほどご説明したとおり、第3条において通知をする行為ということになっていまして、そこには1から29まで法令に基づいて行われる、例えば道路法とか、いろいろな法令に基づくものについては、通知を要する行為ということになっておりまして、現在のところ、水資源機構のほうで風致地区において行為を行うということは想定はされないのですけれども、法令の中で規制できるものについては条例のほうに入れていくということで、関連性がないわけではないのですけれども、その通知を要する行為の中には含めているところでございます。
- ○委員長(青木一男君) 森戸副委員長。
- ○副委員長(森戸雅孝君) わかりました。それで、私、この水資源機構法ということで、この独立 行政法人水資源機構ということで、この風致地区に係るというのは、その風致地区において水資源

機構の水源というような感覚で、それがあるのかなというふうなちょっと認識だったのですけれど も、その水源にかかわることで、水資源機構は絡んでくるのかなというふうに思ったのですけれど も、そういう話とは違うのですか。

- ○委員長(青木一男君) 深津課長。
- ○都市計画課長(深津 悟君) 独立行政法人水資源機構法は、先ほど委員さんおっしゃるとおり、 ダムとか、河口堰とか、湖沼の水位調整施設とか、そういう水源の管理、それを行うことを目的と しておりまして、風致地区で、先ほど申し上げましたけれども、そうではないのですけれども、そ のような事業が起こった場合は風致地区、これは法令に基づいて行う行為になりますので、風致地 区において行われる場合は通知を要する行為ということになっております。
- ○委員長(青木一男君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(青木一男君) ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

[「省略」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(青木一男君) 討論省略の声があります。討論を省略することにご異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(青木一男君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。 ただいまから議案第75号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(青木一男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第67号(所管関係部分)の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長(青木一男君) 続きまして、日程第2、議案第67号 平成30年度栃木市一般会計補正予算 (第1号) 所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

石塚市街地整備課長。

○市街地整備課長(石塚昌平君) ただいまご上程いただきました議案第67号 平成30年度栃木市一般会計補正予算(第1号)のうち所管関係部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の34、35ページをお開きください。8款1項2目建築指導費でございます。補正額は1,690万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。木造住宅耐震化促進事業費につきましては、木造住宅耐震診断及び耐震改修等に対する補助

金申請件数が当初の見込みを上回るため、耐震補助金を増額するものであります。

続いて、次の36、37ページをお開きください。 4項2目土地区画整理費でございます。補正額は 9,800万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。下皆川・富田土地区画整理事業費 につきましては、下皆川・富田土地区画整理事業地内に新設されました下皆川公園、近隣公園でございますが、組合が減歩により生み出した用地の取得費相当分に対する公共施設管理者負担金を増額するものであります。

続きまして、5目公園費でございます。補正額は85万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。西方総合公園管理費につきましては、西方総合公園内のトイレ浄化槽修繕のための工事請負費を増額するものであります。

続きまして、歳入の所管関係部分についてご説明いたします。補正予算書は18、19ページをお開きください。14款2項4目3節住宅費補助金につきましては830万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。防災安全交付金(住宅建築物安全ストック形成事業)につきましては、木造住宅耐震診断及び耐震改修等に対する補助金の申請件数が当初の見込みを上回るため、診断につきましては補助率3分の1、改修等につきましては補助率2分の1の国庫補助金を増額するものであります。

続きまして、15款2項5目3節住宅費補助金につきましては415万円の増額でありまして、右の説明欄をごらんください。民間住宅耐震診断等助成事業補助金につきましては、木造住宅耐震診断補助金の申請件数が当初の見込みを上回るため、補助率6分の1の県補助金を増額するものであります。

次の民間住宅耐震改修等助成事業補助金につきましては、木造住宅耐震改修費等補助金の申請件 数が当初の見込みを上回るため、補助率4分の1の県補助金を増額するものであります。

以上で所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ○委員長(青木一男君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありませんか。

氏家委員。

- ○委員(氏家 晃君) 35ページの木造住宅耐震改修費等補助金、申し込みが当初の見込みを上回る ということで、診断と改修のほうの補正を組むわけでございますが、まだ6月議会なわけでござい ますが、当初の見込みがどのくらいだったのか。そして、今現在の申し込みがどの程度なのか、答 弁いただきたいと思います。
- ○委員長(青木一男君) 柿沼建築課長。
- ○建築課長(柿沼宏和君) 当初予算のほうでは改修と建て替え、こちらの見込みといたしましては

26件を予定しておりました。そして、今現在のところなのですが、この予算のほうについては全部 使いまして、今現在10件ほどの相談がありまして、それについて今現在待っていただいている予定 でございます。

- ○委員長(青木一男君) 氏家委員。
- ○委員(氏家 晃君) 大分乖離があるようなのですが、当初の見込みを26件というふうに想定して、 今現在これだけ多くの申し込みがあるというのは、何かしら要因があるわけでございますか。
- ○委員長(青木一男君) 柿沼建築課長。
- ○建築課長(柿沼宏和君) これにつきましては、過去の実績を踏まえながら予算要望してまいりましたが、これについては昨年度、もう少しPRしていかなくてはならないということで、広報とちぎで全戸配布、またパンフも作成して、あとは耐震ローラー作戦、そういったPR活動をやってまいりました。そして、広報とちぎなんかでも、その問い合わせ件数、どんなものかというようなものを踏まえながら、少し上がる見込みはあったのですけれども、26件の予算を計上させていただきました。そして、広報とちぎの時点では何件かあった程度、そして今年の3月あたりから大分問い合わせが増えまして、ちょっと4月、5月で大体使い切ってしまったような状況でございます。
- ○委員長(青木一男君) 中島委員。
- ○委員(中島克訓君) 今の氏家委員との関連になるかと思うのですが、耐震診断をしておる中で、 現在栃木市でこのような補助金をいただいて診断している建物、結果的にはどのような結果が出て おりますか。
- ○委員長(青木一男君) 柿沼建築課長。
- ○建築課長(柿沼宏和君) 耐震診断の実績としては、昨年度61件の耐震診断を行っております。対象としては昭和56年5月以前の建物が対象になるわけなのですが、耐震性としては、ほとんどがよくない状況でございます。

以上です。

- ○委員長(青木一男君) 中島委員。
- ○委員(中島克訓君) このままほっておくと、こちらで何か大きな地震があったりすると、倒壊してしまうというふうな状況のやつと理解してよろしいのでしょうか。
- ○委員長(青木一男君) 柿沼建築課長。
- ○建築課長(柿沼宏和君) 診断で耐震性がないというものについては、全て倒壊だとは思いませんが、倒壊する可能性が高いということになります。
- ○委員長(青木一男君) 中島委員。
- ○委員(中島克訓君) ありがとうございました。この間も大阪で大きな地震がありまして、市民も 地震に対しての注意というのは、かなり高いものがあると思うので、こういうのをもっとPRして いただいて、万が一のときに備えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。あ

りがとうございました。

- ○委員長(青木一男君) 小久保委員。
- ○委員(小久保かおる君) 済みません。関連することなのですけれども、栃木市のホームページには、「ご好評につき当初予定数に達成しました」と明確に載っているのですけれども、今先ほどの答弁の中に「十数件待っていただいています」とお答えいただいたのですけれども、今1,600万円の予算をとって、それで待っていただいた人と、あと先ほど言われた、地震があって、市民の方がものすごく身近になっていると思うのですけれども、この耐震ということに対して。そうすると、1,600万円がすぐになくなってしまうと思うのですけれども、どういうお考えを。
- ○委員長(青木一男君) 柿沼建築課長。
- ○建築課長(柿沼宏和君) ご指摘のとおり、この間、大阪北部の震災がありまして、これに対してどれだけの反応があるかというのはあるのですけれども、今まで平成27年、平成28年ぐらいの実績ですと、21件、23件ぐらいの実績の中で、今20件を超えている状況なのですけれども、今回ほぼ倍額の20件ということで、補正予算を上げさせていただいたのですけれども、これは今の調子でいくと、このぐらいということで、今のところ予想して補正を上げさせていただいたのですけれども、問い合わせ、そういったものがあった場合に、余りにも大きく反響があった場合には、申しわけありませんが、次の補正ということも考えて、今のところ、これでいけるのではないかと考えております。
- ○委員長(青木一男君) 小久保委員。
- ○委員(小久保かおる君) よろしくお願いします。
- ○委員長(青木一男君) 中島委員。
- ○委員(中島克訓君) 済みません、また。地震関係になってしまって。この木造住宅とは、また別になってしまうのですけれども、この間の大阪の地震でブロック塀の倒壊で女のお子さんが1人犠牲になられたというようなことで、このブロック塀の地震に対する件が、かなりこれからも、こちらでも大きく取り上げられるのではないかと思うのですが、こちら木造住宅の耐震化診断とか、改修なのですが、住宅に関連した塀ですね、こちらにもブロック塀がかなりあると思うのですが、これらに関して今後この耐震診断とか、その辺を改修するに当たっての改修費用の補助とか、そういうのもこれから必要ではないかなと思うのですが、それに関しては、当局はどのようにこれから進めていくのか、もしお考えがありましたらば。
- ○委員長(青木一男君) 柿沼建築課長。
- ○建築課長(柿沼宏和君) 現在の補助要綱の中では、ブロック塀に関しましては、ちょっと補助要件の中には入っていない状況であります。ただ、このブロック塀につきましては、今回の大阪の震災でもありましたけれども、東北の地震、そのほかの地震についても倒壊というのは指摘されていまして、うちの建築課のホームページにつきましても、石塀、ブロック塀については、こういった

もの、壊れる危険がありますよ、倒壊する危険がありますよということで載せさせていただいています。今後国のほうでも、これだけのことが起きた中では、補助制度なんかも確立していくのではないかと、ちょっと私自身は思っているのですが、それにあわせて国のほうで補助を出していただけるということであれば、それにあわせて補助要綱なんかも変えていきたいと思います。あとは、市単独でできるかどうかというのは、ちょっと今後課内で検討していきたいと思っております。以上です。

○委員長(青木一男君) ほかに質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) ないようでありますので、これをもって質疑を終了いたします。 ただいまから討論に入ります。

[「省略」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(青木一男君) 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- ○委員長(青木一男君) ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。 ただいまから議案第67号の所管関係部分を採決いたします。 本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(青木一男君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第67号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長(青木一男君) 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもって建設常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午前10時22分)